

Title	検地帳登録人をめぐって (二)
Sub Title	What is the Nauke-nin (the name registered on the kenchicho)?
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.7 (1962. 7) ,p.662(44)- 677(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19620701-0044
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620701-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

検地帳登録人をめぐって(二)

速水融

一 序説

二 検地帳登録人に関する諸学説

三 問題はどこにあるか？(以上五十四卷十一号)

四 紀州慶長検地帳登録人についての若干の分析

五 結び

四 紀州慶長検地帳登録人についての若干の分析

ここで同一年代の、隣接する数カ村の検地帳を用いて、登録人の整理を試みよう。例によって、利用する検地帳は、紀伊国牟婁郡の慶長六年の検地帳である。この検地及び検地帳については、既に屢々閑説したので、⁽¹⁾今ここに繰り返す必要はない。しかし、領主且つ施行者たる浅野氏が、初代長政のとき、秀吉の周辺にあって、その成長と共に大名化し、一方では太閤検地の主要な実行者の一人として名を馳せ、他方には、典型的な「近世大名」としてその途を歩んだことは銘記さるべき

である。また、ここで用いる検地帳が、史料として最も信頼するに足る領主側の原本であることも前もって知っておく必要がある。⁽²⁾

筆者は曾つて、この検地帳の名請人について、「名請人総数の内、他村からの入作者を除いて、屋敷地を有する者は二割乃至八割、平均六割弱であり、残りは田畑のみの所持者として登録されている……」⁽¹⁾、そしてこの事実を説明するために、「他地方の事例を当てはめ、隸属農民、血縁家族となすことが妥当であるか否かはこの場合簡単には決め得ない。ただこれらのすべてを独立した家の戸主とは認め得ないことは、後年の家数比較からも明らかである。しかしだからと言ってそれらをとにかくも一定の土地に作職を持つ「ハヤ住農民」——独立しつつある——とする事もなお早計に失する」となし、屋敷地を持たない農民Ⅱ太閤検地或いは初期検地により独立した封建的小農民説に疑問を投げかけつつ、これの示す内容として、「第一は、通例言われるところの「ハヤ住農民、この場合は一般的には隸属農民である。第二に独立しつつある血縁家族、第三は、屋敷地を持つ農民の異称、或いは独立するとは限らない家族名」という可能性を指摘した。⁽³⁾そして、史料の欠如は、この問題の解明にとって超え難い障壁となつて示した。又、その後、屋敷地名請人と無屋敷登録人を同一の規準でとらえることの危険性、両者の比率の持つ意味を過大に且つ絶対的に考える事の危険性を示しておいた。⁽⁴⁾そして、ある村——紀州牟婁郡長井村——の慶長六年検地帳にみられる無屋敷登録人十九人の内、少くも五人が隣村の尾川村からの入作者と推定されることを示すことによつて、初期検地帳の分析にあたっては、「可能な限り、隣接村のものと対照せねばならぬ事、無屋敷登録人の内容についての一義的な解釈が危険であること」⁽⁵⁾を指摘した。

この様に、無屋敷登録人中、かなりの比率の者が近隣村からの入作者であるということ、そして、時として、初期検地帳においては、入作者の居住する村落名が名請人の肩書として書かれていない場合——勿論多くの場合には書かれているのであるが——の存在することは、同一村の同一年代の検地帳が二種類、即ち、領主側に残されているいわゆる原本と、村側

の控の二種存在する時に⁽⁶⁾、両者を比較すると、明らかに前者にはない入作者の居住村落名が後者に記載されていることよって裏付けられるのである。⁽⁷⁾ 何故この様な相違が存在するのか？ これを、かかる事例が些細である事を理由に、史料作成に当たっての杜撰さに帰することは問題の本質を見逃してしまふ。これはやはり、それぞれの史料が、それぞれの必要に応じ、作成されたものであることから由来すると考えるべきであろう。

さらに又、既に明らかにした如く、同一の家又は農民でありながら、検地帳に異った呼称で示される場合も存在する。たとえば、紀州牟婁郡小森村慶長検地帳(領主側原本)の場合、屋敷地登録人として「庄屋南」は、田畑及び屋敷地合計一一、九八石の登録人である。他方、「庄屋太郎左衛門」として登録されている者は、田畑のみ六、〇五石を有しているが、一村の庄屋にして屋敷地を有しない者は考えられないし、事実、残存する紀州慶長検地帳の他のすべてにも見られない。庄屋が一村に二名存在する事例も村高数百石以上の大村ならばいざ知らず、僅々一五〇石弱のこの村ではこれ亦考えられないことであるから、これは「庄屋南太郎左衛門」という一人の人物(勿論その登録石高は合計の一八石余となる)が、ある場合には姓で、又ある場合には名前で示されていると考えた方がより妥当性を有する。勿論、これを直接論証する材料が欠如している現在、このことは推定の域を脱しないが、それでも、両者を全然別個の人として取扱い、無屋敷登録人「庄屋太郎左衛門」を實在するとなすよりは、妥当な解釈とすべきであろう。⁽⁸⁾

そこで、以上の極めて微細な例ではあるが、検地帳登録人、特に無屋敷登録人について、これを「検地によって作職を認められた隷属的農民」という様な一義的な解釈を下すことが如何に危険であるか、と言うことが事実即して理解できたと思う。実際、登録人の性格、況んや経済学的な範疇規定を行う事は、現段階では、極端な表現をするならば、無内容である、と言うことになる。事実が何であるかの認定すら決して十分であるとは考えられないし、中村吉治氏が、検地帳と宗門帳をつき合わすと言う基礎的な作業すら行われていなかったことに対して批難されるのも決して誤りであるとは言えない。

尤も、人別帳の初見は、近世的な秩序が成立してから後のこと、即ちほぼ寛永年間であり、太閤検地や初期検地の段階では、かかる目的からすれば不十分な効果しかもち得ない家数改帳が見出されるにすぎず、それも同一村の、時間的に一致したものは、求むるに至難のわざである。検地や検地帳の研究者は決してこれを見逃しているわけでもなく、むしろ血眼で探求しているのであるが、未だに発見しえない現状であると言った方が正しい。中村氏にあつても、両者の「つき合わせ」は遙かに下って寛文年間の史料についてであつて、初期のものではない。寛文期ともなれば、検地帳の登録人記載も次第に安定して来て居り(即ち名寄帳等との一致の傾向がみられる様になり)、この時期の事例をもつて、初期に遡及することは、これまた危険であると言わねばならぬ。しかし、にも拘らず、中村氏の見出される如く、検地帳登録人が「不可解な」、「複雑な」ものであると言う事実にてらして、われわれは初期検地帳登録人を如何に理解すべきか？

本節は、以上の様に行き詰りに到達した感のあるこの問題を一挙に解決してしまふ様な妙薬を提示するものではない。むしろ問題の所在を明らかにし、その深さを示し、検地帳——特にその登録人の性格に関して、われわれが知るところの——少くも確実な——限界を示すという、negativeな主張をなしうるにとどまるものである。ただ従来筆者が自ら主張しながら、主として自身の怠慢のために果し得なかつたところの「隣接する数カ村の検地帳」を通じて検討しえた登録人についての分析結果を報告するにすぎないのである。

紀伊国牟婁郡船津・中里・上里・河内・馬瀬の五カ村は、現在三重県北牟婁郡海山町の一部となつている(最近の行政区劃改正に至るまで、この五カ村は船津村を構成していた)。平野部の少い紀伊半島内部にあつて、ここは船津川流域に僅かに見出される小平野部で、いずれも農村としての性格を強く持っている。利用する五カ村の検地帳は、(一)、「室郡相賀之内舟津村御検地帳」(慶長六年十月五日付、検地役人 加治彦十郎)、(二)、「室郡相賀之内中里村御検地帳」(慶長六年一〇月吉日付、検地役人 加治彦十郎)、(三)、「室郡相賀之内上里村御検地帳」(慶長六年一〇月三日付、検地役人 堀田与三)、(四)、「室郡岡本之内河内村御

第一表 検地帳の登録人別集計(1)

A. 船津村		B. 中里村	
1. 耕地及び屋敷地登録人		1. 耕地及び屋敷地登録人	
石	石	石	石
52.12	庄屋いんきょぢい	0.14	土屋 五郎
21.03	助八郎うば	0.11	甚才 七郎
20.35	うせ人	0.11	孫田 十郎
17.70	甚二郎(源六下人)	0.10	慶やと
16.54	市十郎うば	0.10	寺四郎
14.93	甚十郎(新助下人)	0.10	又
11.55	はち坊主	0.08	
11.51	うば	0.08	
9.23	うば(林内)	0.07	
8.32	たのもこけい	0.06	
7.46	木ノ助下人うば	0.06	
7.24	林内二郎ほうし	0.06	
6.53	3. 耕地のみの登録人		
6.36	藤左衛門	19.49	庄屋 弥七郎
5.76	孫十郎	12.81	田頭 衛門
5.67	甚内助	11.49	新左衛門
5.45	喜十郎	8.10	孫九郎
5.25	九郎左衛門	7.56	弥二郎
5.10	九郎左衛門	6.19	新十郎
4.98	助三郎左衛門	5.52	源五郎
4.21	善八郎	5.01	善左衛門
4.01	又一七郎	4.77	源善源
3.32	孫二七郎	4.49	喜十二郎
3.03	出二口	3.90	喜十二郎
2.16	左衛門太郎	3.43	長七郎
2.14	助一郎	2.97	甚左衛門(失人)
1.23	神田	2.78	善七郎
1.12	五郎六郎あん	2.70	清雲庵
0.40	していん	2.50	新九郎(失人)
0.35	与四郎こけい	1.92	甚八(庄屋下人)
0.30	清きり	1.47	松千代
0.21	十お	1.14	平吉(庄屋内)
	弥一郎	1.04	喜三郎
	三与	0.75	又三郎(庄屋内)
	善左衛門	0.62	
	与三	0.55	
	村太郎	0.42	
	田ノ七	0.41	
	助孫	0.41	2. 屋敷地のみの登録人
		0.29	弥助いんきょ
		0.27	助五郎こけい
		0.31	うば
		0.30	善左衛門うば
		0.29	孫作内うば
		0.28	北山弥助
		0.25	
		0.25	3. 耕地のみの登録人
		0.18	

検地帳登録人をめぐって(二)

四九(六六七)

検地帳」(慶長六年一〇月二日付、検地役人 恒川久左衛門)、(五)、「室郡岡本之内馬瀬村御検地帳」(慶長六年一〇月四日付、検地役人 恒川久左衛門)、以上五冊である。この五カ村を選んだ理由は、地形的に一つのまとまった地域を構成して居り、出入作関係もほほこの五カ村内で相互に完結している事が予想され、また、紀伊国に数少い純農村的色彩が強いという理由以上に出るものではない。

村高及び家数をみると、舟津村三九五石四一二、家数五六。中里村一四六石二五四、家数三〇。上里村三九三石一七六、家数六一。河内村一八二石三九五、家数二六。馬瀬村二五四石四五六、家数三五、であり、舟津、上里の二村が比較的大きい。この五カ村を管流する舟津川は源を大台カ原山に発し、上流の方から馬瀬、河内、上里、中里、船津の各村落を潤し、船津の隣村粉本村を経て熊野灘に達する。従って船津村が最も河口に近く、又隣村の粉本は「木本御厨」の名で史上に早くから名を顕して居り、その位置からして他村に比してやや他との接触も多かったとみられる。「船津」の地名もそれを物語っているのである。

さて、検地帳を、多くの場合行われる如く登録人別にその石高を集計し、これに五カ村相互間の出入作関係を整理して付け加えてみると第一表A-Eの如くである。ただ何度か示した様に、この検地帳の記載様式が一筆当りの高を記載しないため、田畑の種類別にその面積を小計した後、それぞれに石盛を乗じて計算しなければならぬ。登録人の持高合計が、さきを示した村高と合致せず、相当の開きがあるのは、初期検地帳の石高計算の杜撰さもさることながら、主には無主の荒地をこの表では除外したためである。なお表にカッコを附した数字で示したものはそれぞれの持高中、他村への出作高で、上里村、馬瀬村を示す。

また、第二表は第一表を集計したものであるが、他村への出作高をも含んでいる。出作入作の関係について言えば、ここに示したものは検地帳に明らかに……村入作 何某と記されている場合に限っている。その量はそれ程大きいものではない。

第一表のつづき(3)

小 林	13.01 (上1.91) (馬0.84)	吉 十 郎	1.88 (上0.20)	石 甚 八 郎	4.32 3.92 (上0.38)
源 新 介 吉	9.94 8.54 (上1.17)	与 二 郎 大 屋	1.51 1.23 (上1.09) (馬0.14)	二 郎 五 郎	3.90 (上0.49)
新 左 エ 門	8.21 (上1.17)	金 十 郎	1.04 (上1.04)	孫 七 郎 藤 二 郎	3.27 3.25 (上0.37)
新 兵 衛	8.06 (上2.62) (馬0.32)	藤 左 エ 門 助 右 エ 門	0.70 0.68	助 五 郎	1.70 (上0.23)
彦 二 郎	7.40 (上2.70)	七 太 郎 七 ひ め ま つ	0.66 0.59	甚 九 郎 善 六 郎	0.94 0.53
又 藏	7.18 (上2.00)	新 九 郎 つ ち う ば	0.46 0.44	2. 屋敷地のみの登録人	
三 十 郎	6.83 (上0.23) (馬0.69)	新 や ま め	0.19 0.19	善 八 郎 う ば	0.22
彦 九 郎	6.52 (上1.28)	E 馬 瀬 村		に し	0.21
与 三 右 エ 門	5.89 (上0.58)	1. 耕地及び屋敷地登録人		う ば	0.18
甚 左 エ 門	5.21	甚 三 郎	14.02	甚 三 郎 う ば	0.15
か ち 介 藏	5.19	市 藏	12.21	市 藏 二 郎	0.11
新 藏	4.08 (馬0.58)	源 右 エ 門	11.96	左 七 郎 う ば	0.07
清 甚 九 郎 藏	3.13 3.09	小 五 郎 介	11.89 11.71 (上0.76)	久 介 お う し	0.07
久 藏	1.76 (上0.65) (馬0.35)	孫 九 郎	10.91 (上0.38)	3. 耕地のみの登録人	
善 九 郎	1.40	吉 藏	9.39 (上0.87)	慶 右 衛 門	7.19
甚 八 郎	1.21	久 介	9.37 (上0.77)	善 二 郎	3.47
て が い と	1.01	三 彦 兵 衛	9.18 (上0.34)	又 二 郎	2.16
新 太 郎 寺	0.87 0.48	ね き 六	8.03 6.87 (上0.17)	太 郎 左 エ 門	2.00 (上2.00)
2. 屋敷地のみの登録人		才 三 郎 左 エ 門	6.78	加 七	0.80
助 十 郎 う ば	0.22	甚 左 エ 門	6.18	源 八 郎	0.47
与 三 右 エ 門 う ば	0.13	善 八 郎	6.14	勘 八 郎	0.45
又 藏 う ば	0.11	彦 彦 十 郎	5.96	甚 七 藏	0.34
小 林 お う ち	0.10	勘 左 七 郎	5.23	久 藏	0.31
3. 耕地のみの登録人		源 六 郎	4.70	与 三 右 門	0.22
又 二 郎	3.33 (上0.22)	ね 才 三 郎 左 エ 門	6.78	慶 三 郎 う ば	0.21
さ か も と	3.05	善 彦 彦 十 郎	5.95	吉 二 郎	0.20
小 半 以	2.73 (上0.43)	源 六 郎	4.70 (上0.43)	新 五 郎	0.17

検地帳登録人をめぐって(二)

五一(六六九)

第一表のつづき(2)

孫 一 郎	3.71	小 左 エ 門	7.44	3. 耕地のみの登録人	
長 一 郎	3.23	甚 九 郎	5.91	石 太郎 左 エ 門	9.27
新 五 郎	2.04	孫 十 郎	5.88	甚 吉	8.60
善 九 郎	1.88 (上0.75)	喜 十 郎	5.46	甚 十 郎	8.35
弥 八 郎	1.58 (上1.58)	三 郎 左 エ 門	5.34	弥 左 エ 門	7.43
助 太 郎	1.54	西	5.08	松 岡	7.42
与 三 エ 門	1.31	ありき 勘 七 郎	4.47	善 二 郎	6.98
彦 九 郎	1.15	五 郎 左 エ 門	4.24	次 右 エ 門	6.56
又 八 郎	1.04	吉 十 郎	4.17	新 右 エ 門	5.87
甚 衛 門	0.87	藤 八 郎	3.52	金 二 郎	5.70
助 五 郎	0.82	助 右 エ 門	3.29	善 五 郎	4.92
よ う と く あ ん	0.81	喜 兵 次	3.26	勘 左 エ 門	3.60
二 千 郎	0.58	臨 善 庵	3.24	養 福 庵	3.34
源 左 衛 門	0.45	甚 七 郎 (用 蔵 下 人)	3.16	正 林	3.29
二 郎 三 郎 (失 人)	0.41	甚 十 郎 後 家	2.64	甚 市 郎	2.06
善 一 郎	0.29	新 御 道	1.89	勘 右 門	1.93
中 右 エ 門	0.19	孫 八 郎	1.26	勘 十 郎	1.74
三 孫 七 郎	0.16	孫 右 エ 門	1.19	た し わ き	1.61 (中1.31)
孫 十 二 郎	0.14	(吉 次 郎 下 人)	0.66	源 八 郎	1.22
三 作 内 作	0.10	源 左 エ 門 う ば	0.48	と ら 千 代 丞	0.95
与 作	0.03	吉 十 郎 う ば	0.35	ね ぎ 新 丞	0.93
C. 上 里 村		八 法	0.20	亦 金 十 五 郎	0.80
1. 耕地及び屋敷地登録人		こ ま つ か う ば	0.20	藤 五 郎	0.64
兵 部	17.05	孫 十 郎 い ん き ょ	0.42	左 馬 之 介	0.32
助 十 郎	16.37	孫 左 エ 門	0.32	長 七 郎	0.30
庄 屋 用 藏	15.48	用 蔵 下 人 う ば	0.32	二 郎 左 エ 門	0.24
源 十 郎	12.02	吉 次 郎 い ん き ょ	0.29	善 九 郎	0.24
助 十 四 郎	10.98	い づ み や い ん き ょ	0.27	惣 二 郎 (死 人)	0.22
勝 右 エ 門	10.09	九 郎 二 郎 う ば	0.25	藤 七 郎	0.22
長 一 郎 屋	9.94	用 蔵 い ん き ょ	0.25	清 良 庵	0.21
泉 左 エ 門	9.67	勝 右 エ 門 う ば	0.22	九 郎 左 エ 門	0.21
吉 次 郎 藏	9.49	次 十 郎	0.22	新 五 郎	0.18
作 九 郎	8.99	善 次 郎 う ば	0.20	助 九 郎	0.17
孫 三 郎	8.58	新 右 エ 門 後 家	0.18	弥 太 郎	0.17
新 兵 衛 門	8.38	作 藏 う ば	0.18	善 八 郎	0.16
喜 左 エ 門	7.60	才 二 郎 (兵 部 下 人)	0.18	惣 十 郎 後 家	0.14
		八 法 う ば	0.17	福 寿 庵	0.10
		惣 二 郎 後 家	0.15	D. 河 内 村	
		孫 三 郎 う ば	0.13	1. 耕地及び屋敷地登録人	
		い づ み や う ば	0.10	助 十 郎	16.50 (上2.29)
		(馬0.30) な べ か う ば	0.07		
		源 十 郎 う ば	0.06		
		与 三 次 郎	0.06		
		や く 後 家	0.04		

五〇(六六八)

第二表 五ヶ村登録人持高別構成

	船津村	中里村	上里村	河内村	馬瀬村	計	
1. 屋敷・耕地登録人 50石以上 20石以上 10石以上 5石以上 2石以上 1石以上	1 2 5 11 7 2 4		4 6 6 2 2 4	6 15 10 3 4	2 11 3 4 2	6 13 6 1 2	1 2 23 56 32 12 16
小計	32	22	38	22	28	142	
2. 屋敷のみ	20	6	21	4	7	58	
3. 耕地のみ 5石以上 2石以上 1石以上	8 9 4 22	3 6 16	9 5 4 19	3 4 8	1 3 12	18 23 18 77	
小計	43	25	37	15	16	136	
合計	95	53	96	41	51	336	

い。第一表を集計整理してみると、中里村の登録人で上里村に作出している者の持高（以下中里↓上里の形で示す）二、八一石、上里↓中里一、三一石、上里↓馬瀬〇、三〇石、河内↓上里一九、一五石、河内↓馬瀬二、九二石、馬瀬↓上里一〇、二八石となる。逆にその村への入作としてみると、中里村への入作一、三二石、上里村三二、二四石、馬瀬村三、二二石となり、これのみ限り、中里村、馬瀬村は村高の数%で無視してもよいが、上里村に限る限り、三二、二四石の入作があり村高の一割弱に当るから無視はできない。これはそれぞれの村落の成立事情を反映するものと考えられるが、今ここでは深く触れない。出作の多いのは河内村で二十二石余に達し、屋敷地持登録人二十二人の内、半ば以上の十二人が上里村又は馬瀬村へ出作し、特に持高の多い者程著しいという特徴に気付く。

ところで第二表に注目しよう。耕地及び屋敷地持、屋敷地のみ、耕地のみの登録人の比率はそれ程激しい差はないが、最も極端な場合、舟津村では登録人九十五人に対して屋敷地・耕地の登録人は約三分の一の三十二人、馬瀬村では五十一に対して五割強の二十八となっている。又、屋敷地のみ登録人を加え、ともかく家数改に「家数」として表示される登録人の比率も、舟津村で五五%、河内村で六五%、五

ヶ村合計で五九%となる。この数字の持つ意味は、無条件にその地の先進性・後進性を示すこととはならないことは既に繰り返して述べたところである。むしろ、耕地及び屋敷地持登録人の持高別構成に注目する必要がある。表にみる如く、船津村においては五〇石以上を有する（即ち船津村村高の約一三%）者一名、二〇石以上二名が居り、他村に比べて大面積を有する者の存在が顕著であるが、最も多いのはどの村でも例外なく一〇石乃至五石の層で比較的中農層への収斂度が高い。全体として言えば、いわゆる初期本百姓の一般的成立が顕著で、特に先進的とも後進的とも言えない様相を呈しているのである。この地方は紀伊半島の先端に近く、いわゆる辺境地帯であり、戦国期には土豪層の成長が著しかった地帯である。船津村の林家の如く、自身の登録地のみで五十二石、下人・うば・いんぎよ等八人、その石高合計約十五石に及んでいる「土豪」の存在からもそれが窺われるのである。

この他、船津村における「寺尾」、中里村の「田頭」、上里村の「泉屋」、河内村の「小林」という様に、姓で示されている登録人が比較的持高の多いのは、この様な「土豪層」の存在を推測させるのである。

各村とも、相当数の屋敷地のみ登録人の存在することも亦注目し値する。しかも彼等の多くは、下人、ぢい、うば等の名称を有している。即ち、船津村では屋敷地のみ登録人二〇の内、坊主二、法師一、下人四、「内」（たとえば林内徳松）の記載のあるもの一、いんぎよぢい二、ぢい一、うば六、後家（こけい）後家居一、合計十八人がかかる隷属的農民とみられ、残りの内一人は失人であって、何の肩書のない者は源助一人にすぎない。同様、中里村では六人の内五人、上里村では二十一人の内十八人、河内村では四人全員、馬瀬村では七人の内五人、五ヶ村合計五十八人の屋敷地のみ登録人の内、実にその八割六分強に当る五十人が隷属的農民である。これらの名称を有する者は、勿論内容から言えば種々の者が含まれている。下人はともかくとして、ぢい、うば、が具体的に何を示すのか、戸主が老人や婦人である場合を指すのであろうと考えられるが、ともかく、主家に対して隷属度の高い農民とみられ、それ故、役家から除外されているのである。屋敷地のみ登録人

中、彼等が占める割合が非常に高く、逆に、耕地及び屋敷地の登録人中、この様な隷屬的農民の占める比率は、遙かに低い。——五カ村合計一四二人中一九人で約一三%——ばかりでなく、その持高も低いことは、矢張り彼等の隷屬性を物語っている。しかし、中には船津村における下人(林下人 新九郎)の如く、七石以上の持主で、他の一般農民並の持高を有する者が少数ながら存在することは、身分的には下人でありながら、経済的には自立しつつある農民の存在を物語っていると考えてよい。

ところで、耕地のみの登録人に眼を転じよう。ともかく屋敷地を有する者は、検地帳末尾の家数改においてその持高に関係なく、さらには耕地所持の有無に関係なく一個の「家」と見做され、従ってこれは如何なる存在形態にしろ、その村に現実に居住する農民であることには間違いない。しかし無屋敷登録人については、これを一概に隷屬農民であるとか、ヘヤ住農民であるとか規定してしまうことの危険性については既に繰り返した如くである。その内かなりの部分、即ち五カ村合計で約五七%は、第二表にみる如く、一石以下の零細な登録地を有するにすぎないが、中にはたとえば船津村の藤左衛門の如く一九石以上の持主もいる。五石以上の無屋敷登録人は五カ村合計で一三%の十三人に達し、これを一応自立しうる農民と解釈すると、その数の多いことの説明がつかなくなってしまう。しかし、さきに示した様に、明らかに同一農民が苗字と名前の別個の表現をなす場合があるから、船津村の場合について言えば、無屋敷登録人の藤左衛門、孫十郎、甚内と言った上位を占める者が、林とか寺尾とか姓で示される農民のいずれかに吸収されることは、可能性として十分に存在しうることを言わねばならない。不幸にして、慶長期の一切の史料を欠いているこの村で、実際に名前と姓とを結び付けることは不可能なのであるが、無屋敷登録人のある部分はこれに吸収されるのではあるまいか。しかし、姓で示される農民の数はそれ程多くはない。従って吸収される数も少数である。

さらに明らかに他村からの入作人でありながら、入作の記載が脱落しているために、表の上ではその村の登録人となってしまう場合のあることも亦、既にその実例について検討したところである。勿論他の史料の存しない限り、それは検証されたとは言えず、やはり一つの可能性にとどまらざるをえないのであるが、この五カ村の場合について検討してみよう。まず出入作関係の多い上里村と河内村及び馬瀬村についてみると、上里村の無屋敷登録人中、河内村の登録人と同名の者二人(金十郎及び善九郎、但し金十郎は屋敷地なし)、馬瀬村とは三人(善五郎、善八郎、新五郎、但し善八郎以外は屋敷地なし)がいる。これを同一人物であると見做すことが危険であるのは次の例からも推定しうる。即ち河内村と馬瀬村には共に甚左衛門、甚八郎があり、これを同一人物とみることにしては、屋敷地が双方にある以上難しいと言えるのであって、かかる事例のある以上、両村に同名の農民が存在することは十分考慮に入れねばなるまい。しかし、一方では初期検地帳において隣接村の入作農民の村名表示が欠けている場合は確かに存在するのであるから、同名異人か、同一人であるかは、検地帳のみを以ってしては決め難いのである。従って同一年代の他の史料の存在しない場合、その判定はできないことになるが、この解決へ接近する一つの手段として、耕地の位置を小字によって確認し、それによって推定の基準とする方法が考えられる。本稿では残念乍らこれを試みえず、別の機会に譲らざるをえない。

要するに、無屋敷登録人は、他村からの入作者(たとえば第一表船津村の田ノ上は中里村の屋敷地持の田頭と同一人であると考えることができよう)、同一人でありながら、苗字と名前、或いは家号等が統一されないで表示されている場合、更に推測の幅を拡げれば、現実には同一の家計を営みながら、親子がそれぞれ独立した名前が表示される場合、或いは、襲名と幼名が別々に示されている場合等々があると考えてよい。勿論、この中にはいわゆるヘヤ住農民として規定しうる隷屬的農民も入ってくるであろうが、逆に、無屋敷登録人のすべて、そうではなくとも少くも大部分、が家を持たざる隷屬的農民であるとし、その全登録人に対する比率を計算して、地域の社会的構造の指標とすることに、どれ程の意味があるか? 同じく紀州牟婁郡でありながら、たとえば野口村の如く、登録人総数八八、内屋敷地を有する者一五(屋敷持登録人の比率二二%)、と言

う例もあれば、赤倉村の如く、二三の全登録人の内九五%の二三人までが屋敷地を有しているという事例も存在するのである。

検地帳の無屋敷登録人こそ——中村吉治氏の表現を借りれば——複雑であり、且つ不可解なものであると言わねばならぬ。

われわれにとって大切なことは、むしろ何故この様な不合理な事が生ずるのかの解明である。もし、検地帳が、個々の農民の土地に対する権利——通例耕作権と言われている——を確認したものであったとすれば、そこに示される登録人はすべて独立した耕作権の所持者である。しかし、検地帳登録人の表示が不明確であり、疑問を多く残しているのは、検地帳に登録人の名を記すことは、個々の農民の耕作権を認めるのではなく、一つの階層としての農民に耕作権を認め、同時に年貢負担者としての義務を課したのである。即ち、重畳し、錯綜した土地所有関係を整理して領主—農民の単純な関係に引き直して領主権の安定を図った点にこそ注目すべきなのである。領主は検地帳によって、耕作権を有し、又年貢を負担するのは一つの階層としての登録人であることを知る。領主と登録人との間に介在する者はいない（浅野氏の、著名な、若狭国における掟書を思い浮べよ）。だが、領主は検地帳によって、登録人の個々に貢租を賦課するのではない。又その様な意図を検地の中に求めることはできないのである。検地帳は土地の台帳であり、又算定された村高に対して課せられる年貢の台帳であるとしても、個々の農民に対する年貢の台帳ではない。それは、この時期における年貢の賦課方法が村請年貢の形態をとっていることと関連して来る。領主による年貢の賦課が、近代的な租税賦課の如く、個々人に対するものであったとすれば、検地帳の登録人はもっと厳密なものとなるか、又は公文書として別個に年貢台帳が作成されたであろう。しかし十六世紀末から十七世紀初頭にかけての現実はそのようではなく、年貢の個々人への賦課は、村内で行われ、公的な文書とは言えない名寄帳が台帳として用いられたのである。検地帳と名寄帳は史料としての性格も違ふし、内容的にも食い違いのあることは既に明らか

かにされているところである。

それ故、検地帳の無屋敷登録人は決して言われる様な「零細農民」——近世大名の小農民自立政策によって自立したところの——ではない。少くもそのすべてが然りであるとすることはできない。小農民自立政策は決してかかる「零細農民」の自立政策ではないのであって、領主との間に「作り合い」を取ったり又「ひらの百姓」を使役する様な「おとな百姓」の権利を否定して、一つの階層を設定することなのである。勿論この設定がどの程度実質的効果を持つものであるかは別箇の問題であり、政策の実現過程には、さまざまな条件が加わるのは何時の時代にも共通の事柄である。ここで最少限言えることは、検地帳の無屋敷登録人が、かかる小農民自立政策の結果自立した農民であり、従ってその数や比率の多いことが、その地域の社会構造を示すのだという説が、根拠の薄いものであると言ふことなのである。

- (1) 拙稿、「近世初期の検地と本百姓身分の形成」(『三田学会雑誌』第四十九巻第二号所収)——以下第一論文と略す。及び、「紀州慶長検地及び検地帳の研究」(『土地制度史学』第三号所収)——以下第二論文と略す。
- (2) 拙稿、「領主の検地帳と村の検地帳」(『社会経済史学』第二十二巻第二号所収) 参照。——以下第三論文と略す。
- (3) 第一論文、六〇頁参照。
- (4) 拙稿、「紀州北山地方の検地帳」(『三田学会雑誌』第五十一巻第三号所収)——以下第四論文と略す。
- (5) 同右、六四頁。
- (6) 領主側の原本は問題ないとして、村側の控の内、検地奉行・検地役人の印のあるものをも検地帳原本とする考え方があつたが、筆者は、少くも初期検地帳に関する限り——太閤検地及びほほ慶長・元和期まで——村側の作製過程に若干時間的なズレが存在することを第一論文、五六頁参照——、又書式にも若干の相違が存在すること——第三論文、八八—九頁参照——から、史料としては、両者を区別する事が正しいのではないかと考える。
- (7) 第三論文は、紀州牟婁郡賀田村に関する領主側・村側二種の慶長検地帳についての比較検討を行ったものである。
- (8) 第二論文、二八—九頁参照。
- (9) いずれも徳川林政史研究所蔵。

検地帳登録人をめぐって(二)

- (10) この「家数」と第二表の合計数字が合致せず、若干の差が生ずるのは、一登録人が二つの屋敷地を有する場合や、明屋敷・失人の屋敷の処理の仕方による。かかるケースのない場合——ここでは河内村、馬瀬村の例——ではこの数は勿論一致している。「家数」については、第一論文、及び拙稿「近世初期の家数人数改と役家について」(慶應義塾経済学会編『経済学年報』1)参照。
- (11) たとえば、慶長十九年から二十年にかけて紀州北山地方を席捲した熊野一揆を、かかる土豪層の近世大名浅野氏に対する反抗と理解することは、史家の一致するところである。拙稿「紀州熊野一揆について」(三田学会雑誌『第五十一卷第七号所収』参照)。
- (12) 第一、第二論文参照。

五 結 び

以上検地帳登録人の性格について、戦前からの諸学説を整理検討し、問題点を設定し、その解決を試みて来たが、勿論これが解決をみたとはなし難い。むしろ解決の困難さを提示したにとどまった感があるが、疑問となる点を疑問としないで安易に過ぎてしまうことの危険は説明しえたと思う。結局、検地帳のみをどれだけ積重ねても登録人の性格、特に無屋敷登録人の性格についての結論は出ないであろう。それ故、色々の推定が生れるのであるが、しかしその推定は直接にはともかく、間接には検証され、又納得の行くものでなくてはならず、推定たりと雖も全くの空想や、偏見から導き出された妄想である事は許されない。検地帳登録人の性格についても、更に検討が加えられるべきであって、現在一見何の疑点も含まないものとして安易に集計・整理が行われているが、矢張りそれには限定を附すべきであろう。

検地帳は、以上の如く、少くも登録人に関する限り、不確かなものであるが、しかし、だからと言って捨て去るべきものではない。それどころか、史料が少く、且つ問題の多い十六世紀末——十七世紀初頭の状態について、残された貴重な史料なのである。現在専ら登録人の整理による持高別の農民層構成を知る目的に利用されているが、これは検地帳の史料としての性格や、その作成の本来の目的から言えば、むしろ正しい利用の方法とは言えない。逆にその目的に即した利用の仕方が

あってもいいのではないか。——全然ないとは言えないにしても、非常に少いことは事実である——。

本稿において示し、又筆者が従来示して来た紀州慶長検地帳の事例は決してこの検地帳のみにとどまるものではない。普く近世初期検地帳一般に通ずる。それは、ここに示した検地帳は地域的には紀伊国牟婁郡の一隅に限られるのであるが、検地施行者たる浅野氏の内に貫かれていた近世大名としての歴史的な性格である⁽¹⁾。

結論らしい結論も導き出し得ず、疑問はますます深まる一方であるが、初期検地帳研究の道程における一中間報告として宥恕いただきたい。

(1) 拙稿「封建領主制確立期における浅野氏」(『三田学会雑誌』第五十二卷第十二号所収)参照。